

あがた駅北産業団地地区地区計画（抜粋）

<p>区域の整備、開発及び保全の方針</p>	<p>地区計画の目標</p>	<p>本地区は、足利市の市街地から南東約6kmに位置し、広域幹線道路の一般国道50号に接続する主要地方道足利・邑楽・行田線に面しているほか、首都圏に直結する東武鉄道伊勢崎線県駅に隣接しているなど、交通利便性に優れた地区である。また、市の産業拠点に位置付けられるあがた駅南産業団地等と連続した新たな産業団地として、産業振興と雇用機会の拡大を図り、地域経済の発展に寄与することを目指している。</p> <p>このため、本地区計画においては、ものづくり産業の集積を図ることに加え、産業団地就労者等の利便性に配慮した建築物等の規制・誘導を行い、周辺環境と調和した良好な生産環境の維持・増進を図ることを目標とする。</p>					
<p>地区整備計画</p>	<p>地区施設の配置及び規模</p>	<p>施設の種類</p>	<p>施設の内容</p>				
		<p>道路</p>	<p>種別</p>	<p>名称</p>	<p>幅員</p>	<p>延長</p>	<p>備考</p>
			<p>主要道路</p>	<p>1号道路</p>	<p>12m</p>	<p>約590m</p>	<p>新設</p>
			<p>区画道路</p>	<p>2号道路</p>	<p>9m</p>	<p>約740m</p>	<p>新設</p>
			<p>区画道路</p>	<p>3号道路</p>	<p>6m</p>	<p>約190m</p>	<p>新設</p>
		<p>公園</p>	<p>種別</p>	<p>名称</p>		<p>面積</p>	<p>備考</p>
			<p>街区公園</p>	<p>第1公園</p>		<p>約0.6ha</p>	<p>新設</p>
<p>地区整備計画</p>	<p>建築物等の制限に関する事項</p>	<p>地区の名称</p>	<p>A-1地区</p>	<p>A-2地区</p>	<p>B地区</p>		
		<p>地区の面積</p>	<p>約10.3ha</p>	<p>約7.8ha</p>	<p>約1.4ha</p>		
		<p>建築物等の用途の制限</p>	<p>次の各号に掲げる建築物以外は建築してはならない。 (1) 工場。 ただし、次に示すものは除く。 ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する廃棄物を処理する施設。ただし、当該工場において生じた廃棄物のみの処理を行う場合は、この限りではない。 イ 資源の有効な利用の促進に関する法律に規定する再資源化をする施設。ただし、当該工場において</p>		<p>次の各号に掲げる建築物以外は建築してはならない。 (1) 工場。 ただし、次に示すものは除く。 ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する廃棄物を処理する施設。ただし、当該工場において生じた廃棄物のみの処理を行う場合は、この限りではない。 イ 資源の有効な利用の促進に関する法律に規定する再資源化をする施設。ただし、当該工場にお</p>		

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">地区整備計画</p>	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">建築物等の制限に関する事項</p>	<p style="text-align: center;">建築物等の用途の制限</p>	<p>生じた再生資源又は再生部品のみ の再資源化を行う場合は、この限り ではない。</p> <p>(2) 倉庫。</p> <p>ただし、次に示すものは除く。</p> <p>ア 廃棄物の処理及び清掃に関す る法律に規定する廃棄物を 保 管する施設。ただし、前号に規定す る工場において生じた廃棄物のみ の保管を行う場合は、この限りでは ない。</p> <p>イ 資源の有効な利用の促進に関 する法律に規定する再生資源又は 再生部品を保管する施設。ただし、 前号に規定する工場において生じ た再生資源又は再生部品のみ の保管を行う場合は、この限りでは ない。</p> <p>(3) 事務所</p> <p>(4) 危険物の貯蔵又は処理に供す るもの</p> <p>(5) 共同住宅、寄宿舍、下宿又は長 屋。ただし、あがた駅北産業団地 の事業者が同団地の就労者の利用 に供するものに限る。</p> <p>(6) 前各号に掲げる建築物に附属 するもの。ただし、物品販売店舗に ついては、同一敷地内で製造された 製品の販売を目的とし、床面積の合 計が500㎡以下のものに限る。</p> <p>(7) 建築基準法施行令第130条の 4に規定する公益上必要なもの</p>	<p>いて生じた再生資源又は再生部品 のみ の再資源化を行う場合は、こ の限りではない。</p> <p>(2) 倉庫。</p> <p>ただし、次に示すものは除く。</p> <p>ア 廃棄物の処理及び清掃に関 する法律に規定する廃棄物を 保管する施設。ただし、前号に規 定する工場において生じた廃棄物 のみ の保管を行う場合は、この限 りではない。</p> <p>イ 資源の有効な利用の促進に 関する法律に規定する再生資源又 は再生部品を保管する施設。ただ し、前号に規定する工場において 生じた再生資源又は再生部品のみ の保管を行う場合は、この限りで はない。</p> <p>(3) 事務所</p> <p>(4) 危険物の貯蔵又は処理に供す るもの</p> <p>(5) 共同住宅、寄宿舍、下宿又は長 屋。ただし、あがた駅北産業団地 の事業者が同団地の就労者の利用 に供するものに限る。</p> <p>(6) 店舗、飲食店その他これらに類 する用途に供するもののうち建築 基準法施行令第130条の5の2第 1号で定めるもので床面積の合計 が500㎡以下のもの</p> <p>(7) 前各号に掲げる建築物に附属 するもの。ただし、物品販売店舗 については、同一敷地内で製造さ れた製品の販売を目的とし、床面 積の合計が500㎡以下のものに限 る。</p> <p>(8) 建築基準法施行令第130条の 4に規定する公益上必要なもの</p>
---	--	---	---	---

地区整備計画	建築物等の制限に関する事項	壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から、道路境界線までの距離は1メートル以上としなければならない。ただし、地区内に設ける建築基準法施行令第130条の4第5号に規定される公益上必要なものは、この限りではない。	
		建築物等の高さの最高限度	—	建築物の高さは、次の各号に掲げるもの以下とする。 (1) 敷地地盤面から15m (2) 前面道路の路面の中心から16m
		建築物等の形態又は意匠の制限	1. 建築物の外壁及び屋根並びに工作物の色彩は、原色を避け、周囲の環境に調和したものとしなければならない。 2. 屋外広告物は、刺激的な色彩、形態又は装飾を用いるなど、美観・風致を損なう恐れのあるものは設置してはならない。	
		かき又はさくの構造の制限	道路に面して設けるかき又はさく（出入口に設ける門柱、門扉その他これらに類するものを除く。）は、生け垣、フェンス又は鉄さく等、透視可能な構造とし、コンクリートブロック及びこれに類するものは設置してはならない。ただし、次に示すものは除く。 (1) 敷地地盤面からの高さが0.6メートル以下の部分 (2) 周辺への環境配慮や、災害等を防止する目的で設置する防火塀、防音壁その他これらに類するもの (3) 建築基準法施行令第130条の4第5号に規定される公益上必要なものを管理する目的で設置するもの	
	土地の利用に関する事項	良好な地区環境の確保に必要なものの保全を図るための制限	東武鉄道伊勢崎線沿いを除く本地区内の外周に緩衝帯を次により設置する。 1. 主要地方道足利・邑楽・行田線に面する部分は、水路境界線より13メートル以上緩衝帯を確保するものとする。 2. 市道百頭町1号線及び市道下渋垂町1号線に面する部分は、水路境界線より15メートル以上緩衝帯を確保するものとする。 3. 市道下渋垂町66号線に面する部分は、本地区の外周境界線より15メートル以上緩衝帯を確保するものとする。 4. 緩衝帯には、建築物その他の工作物を建築、築造又は設置してはならない。ただし、次に示す場合のうちで、必要最小限の範囲内で行うものは除く。 (1) 守衛所を建築する場合 (2) 工場敷地に出入口を設置する場合 (3) 企業名板又は外灯を設置する場合 (4) かき又はさくを設置する場合 (5) 電気設備等の工作物を設置する場合 (6) 公共・公益上やむを得ない場合	